

国官総第824-3号
国官会第2086-2号
国地契第79-3号
国官技第338-2号
国営計第109-2号
平成20年4月1日

各地方整備局長 あて

国土交通省大臣官房長

平成20年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について

平成20年度国土交通省所管事業の執行については、平成20年4月1日付け国会公第212号により事務次官から貴職あて通知したところであるが、入札・契約手続における一層の透明性及び競争性の確保、公共工事の品質確保の促進等を図る観点から、その実施に当たっては、下記の点に留意の上、適切に執行されたい。

記

1 入札・契約手続における発注者としての規律の保持について

昨今、発注関係事務に携わる職員による不適切な事務処理事案が相次いで発生していることを踏まえ、発注関係事務に携わるすべての職員について、発注者と応札者・受注者との間の規律保持を徹底すること。

また、入札談合行為に関与することは、決してあってはならないことであり、入札・契約手続の厳正な実施に努めるとともに、不正行為に対しては厳正に対処すること。

2 円滑な事業執行のための入札及び契約事務の適切な実施

工事の性質又は種別、建設労働者の確保、建設資材の調達等を考慮した上、円滑かつ効

率的な施工が期待できる工事については、地元建設業者、専門工事業者等の中小建設業者等の活用を図ること。その際、地域の状況等も踏まえ、発注時期の平準化に努めること。

3 入札及び契約手続における一層の透明性及び競争性の確保

(1) 一般競争入札方式の更なる拡大等

- ① 「一般競争入札方式の拡大について」(平成17年10月7日付け国地契第80号)又は「一般競争入札方式の拡大について」(平成17年10月7日付け国港総第234号)において定める金額以上の工事について可能な限り早期に拡大するとともに、当該金額未満の工事についても、不良・不適格業者の排除、事務量等に留意しつつ、積極的に試行するものとしているところであるが、これを速やかに実施すること。

また、当該金額未満の工事である場合において、一般競争入札方式によらないときは、工事希望型競争入札方式によることを原則とすること。なお、通常指名競争入札は、災害等の緊急時を除き、原則廃止されていることに留意すること。

- ② 水門設備工事については、①にかかわらず原則すべての工事について一般競争入札方式によること。

(2) 多様な発注方式の採用

機械・設備工事などのうち、特殊性を有する工事の態様等に応じて、詳細設計付き施工発注方式、設計施工一括発注(デザインビルド)方式、本体・設備一括発注方式など多様な発注方式の導入を図ること。また、必要に応じ、CM(コンストラクション・マネジメント)方式の活用を努めること。なお、詳細については別途通知する。

(3) 政府調達協定対象工事における一般競争入札方式の競争参加資格とする経営事項評価点数

政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用対象となる工事に関し、比較的工事規模が小さく技術的難易度の低い一般土木工事、建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事について、建設業者の施工能力が確保でき、工事の質の低下を招くおそれがない場合には、競争参加資格とする経営事項評価点数の引き下げを適切に図ること。

なお、政府調達に関する協定の適用対象工事については、平成20年4月1日以降に締結する契約から予定価格7億9千万円以上の工事とされているので留意すること。

(4) 特定建設工事共同企業体の運用改善

特定建設工事共同企業体により競争を行わせる場合には、「直轄工事における共同企業体の取扱いについて」(昭和63年6月1日付け建設省厚発第176号)記第1の1(3)又は「地方整備局施工直轄工事における共同企業体の取扱いについて」(昭和63年12

月 27 日付け港管第 4087 号) 別紙第 1 の 1 (4) に基づき、単体有資格業者等の参加を認める運用とすること。

(5) 入札ボンド制度の活用

いわゆる「入札ボンド制度」については、「入札保証金の取扱いに関する試行について」(平成 18 年 10 月 16 日付け国官会第 1032 号、国地契第 65 号) 等に基づき、地方公共団体等における導入状況を踏まえた対象拡大を図ること。

(6) 随意契約の見直し

随意契約については、「随意契約見直し計画」(平成 18 年 6 月策定、平成 19 年 1 月改訂) 及び「国土交通省における随意契約の総点検、見直しについて」(平成 19 年 1 月 26 日とりまとめ) に従い、応募要件の見直しによる民間参入の拡大、契約方式の見直しによる競争性の向上、第三者機関の監視体制の強化などの措置を着実に推進するとともに、入札監視委員会による監視を通じて、一層の適正化を図ること。

(7) 再委託の厳正な取扱い

建設コンサルタント業務等における再委託については、契約書において一括して、又は設計図書等で指定した部分を再委託することを禁止するとともに、あらかじめ指定した軽微な部分を除く一部の再委託についても承諾を得るものとされているところであり、不適切な再委託が行われないよう厳正な取扱いを行うこと。

4 公共工事等の品質確保の促進

(1) 総合評価方式の拡充

公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成 17 年法律第 18 号。以下「品質確保法」という。) 第 12 条第 1 項本文及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」(平成 17 年 8 月 26 日閣議決定) 第 2 の 1 に基づき、落札者の決定に際しては、総合評価方式を原則とすること。

(2) 総合評価方式の適切な運用と技術評価点の加算点の適切な設定

総合評価方式の実施に際しては、簡易型、標準型及び高度技術提案型の種類の選定や評価項目・配点の設定等を適切に実施すること。また、技術評価点の加算点については、標準的にはその上限を、高度技術提案型総合評価方式及び標準型総合評価方式にあっては 10 点から 50 点までの範囲内で、簡易型総合評価方式にあっては 10 点から 30 点までの範囲内で定めているところであるが、工事の性質等に従い、技術提案が評価において適切に反映されるよう加算点を設定し、より一層の工事品質の確保を図ること。

高度技術提案型総合評価方式については、「高度技術提案型総合評価方式の手続について」(平成 18 年 4 月 18 日付け国地契第 6 号、国官技第 13 号、国営計第 12 号) 等

に基づき、より一層その適切な運用に努めること。

また、総合評価方式の評価においては、「総合評価落札方式の実施について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第30号）の別紙第1Ⅲ2又は「工事に関する入札に係る総合評価落札方式について」（平成14年2月22日付け国港管第1187号）の別紙Ⅲ2に基づき、除算方式を用いて行っているところであるが、現在試行している加算方式の適用工事の実施状況を踏まえ、加算方式の適用工事の対象の拡大の検討を行うこと。なお、その実施に当たっては、事前に本省担当課と協議を行うこと。

（3）施工体制確認型総合評価落札方式の試行の拡大

「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」（平成18年12月8日付け国地契第72号、国官技第243号、国営計第117号）又は「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」（平成18年12月8日付け国港総第683号、国港建第175号）に基づき、施工体制確認型総合評価落札方式の試行を図ること。

また、事務量等に留意しつつ、必要に応じて、その対象工事の拡大に努めること。

なお、調査基準価格以上の価格で申込みを行った者についても、直ちに入札説明書等に記載された要求要件を確実に実施できる施工体制が整っているとの評価をするのではなく、施工体制が必ずしも十分に確保されないと認める事情がある場合には、施工体制を慎重に確認すべきものであることに留意すること。

（4）特定専門工事審査型総合評価落札方式の試行

専門工事部分の品質確保が、工事全体の品質確保の観点からも重要であることを踏まえ、特定専門工事の技術提案・施工体制について評価を行う特定専門工事審査型総合評価落札方式の試行に努めること。

なお、詳細については別途通知する。

（5）中立かつ公正な審査の確保

総合評価方式における技術提案の審査に当たっては、その拡大と拡充の状況にかんがみれば、一層の透明性の向上を図ることが必要であることから、「総合評価方式における技術提案の審査に関する体制について」（平成18年7月11日付け国官総第263号、国官会第495号、国地契第38号、国官技第92号、国営計第54号）に基づき、中立かつ公正な実施に努めること。

また、平成17年度以降、総合評価方式の適用件数が大幅に増加しているところであるが、落札結果等の記録及び情報提供については、「総合評価落札方式の実施について」又は「工事に関する入札に係る総合評価落札方式について」に基づき、適切に実施すること。

（6）建設コンサルタント業務等における総合評価方式の拡大

建設コンサルタント業務等の発注における総合評価方式については、品質確保法第3条第7項及び基本方針の趣旨を踏まえ、平成20年度早期に本格導入することとしており、対象業務の拡大を図ること。

(7) 設計業務の適切な発注

2(2)において、水門設備工事等特殊性を有する工事については、詳細設計付き施工発注方式や設計施工一括発注方式の導入を図ることとしたところであるが、これらの方式によらずに行う設計業務の発注に当たっては、業務を実施する上で必要となる技術的能力の確認を確実に実施するとともに、設計・施工分離の原則に基づき、施工方法等に関連する設計を適切に実施することができるよう、業務の内容や範囲等の設定に留意すること。

(8) 国土交通省による発注者の支援

各発注者において、発注関係事務を適切に実施することが困難である場合には、当該発注者からの要請に応じ、発注準備、入札・契約、監督・検査等支援策として協力を行うことが考えられる事項について、必要な措置を講じること。

また、公共工事の品質確保に向けた発注者間の協力体制を強化するため、地域ブロック別に部局横断的な発注者協議会を設置し、各発注者間の連絡調整を図ること。

(9) 補助事業等における公共工事の品質確保について

地方公共団体発注の公共工事における品質確保も重要であることから、本省の補助事業等担当部局から貴局の補助事業等担当部局に対し、別途、次に掲げる事項を内容とする通知がなされているので、承知おかれたいこと。

- ① 地方公共団体発注の公共工事の品質確保に関する総合評価方式の実施等の取組の費用に対しては、測量及び試験費による支弁が可能であり、その旨周知を図ること。
- ② 補助事業等における公共工事の品質確保に関する取組を確認するため、補助金交付申請、実績報告時等の際に、取組の実施状況の確認等を行うこと。

(10) 新技術の積極的活用

公共工事の品質確保のためには、民間等の分野における技術開発が促進され、優れた技術を積極的かつ円滑に導入していく必要があることから、「公共工事等における新技術活用の促進について」(平成18年7月5日付け国官技第86号、国官総第237号)及び「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」(平成18年7月5日付け国官技第87号、国官総第238号、国営整第6号、国総施第60号)に基づき、有用な新技術の一層の活用促進を図ること。

4 著しい低価格による受注への対応

(1) 公共工事に係るいわゆるダンピング受注については、公共工事の品質の確保、建設業の健全な発展を図る観点から排除に努める必要があることから、「緊急公共工物品質確保対策について」（平成18年12月8日付け国官総第610号、国官会第1334号、国地契第71号、国官技第242号、国営計第121号、国総入企第46号）等に基づく施工体制確認型総合評価方式や低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行等の諸対策について、引き続き遺漏のない実施を図ること。

また、地方整備局を中心に、管内の都道府県、政令市等で設置しているダンピング受注対策地方協議会を活用し、低入札価格調査等に係る情報（落札率、受注業者名、施工状況等）の集約を行うとともに、必要な取り組みについて意見交換を行うこと。

(2) 建設コンサルタント業務等については、「建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査の運用について」（平成19年10月5日付け国地契第34号、国官技第172号、国営整第84-4号、国土用第14-5号）に基づき、工事と同様に、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる低価格による入札の的確な排除に向けて、遺漏のないよう取り扱われたい。